平成２６年（フ）第１１１号
釧路市芦野２丁目21番16号　サンライズ山形屋Ⅱ―201号室、住民票上の住所釧路市芦野２丁目21番13号
債務者　鈴木由加里
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１９号
島根県益田市匹見町澄川イ955番地１
債務者　寺戸　良三
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午前11時
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２０号
島根県益田市匹見町澄川イ955番地１
債務者　寺戸　安枝
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午前11時
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２５号
栃木県大田原市浅香１丁目10番41号　エステートピア201号、前住所栃木県那須塩原市西朝日町16番４号　五味渕アパート２号
債務者　西海石匡代
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第５７５７号
東京都大田区東六郷２丁目４―12　エフ・マック406
債務者　新沼　光行
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７８８号
東京都杉並区荻窪１丁目56―11
債務者　藤井　遙子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０９０号
東京都足立区西綾瀬２丁目23―21　グリーンヒル坂井403
債務者　木村　祐一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２６９号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目８―６―201
債務者　山田　　茂
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９３６号
東京都調布市染地３丁目３―１　都営染地６―305
債務者　近藤　須恵
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８４号
静岡市清水区八木間町440番地の１　エクセリッチＫ―Ⅰ102号、旧住所静岡市清水区神田町２番28号　エンゼルハイム桜橋102
債務者　堀越　典子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５２６号
北九州市小倉南区中貫１丁目12番39号
破産者　株式会社松南
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４７号
札幌市厚別区青葉町13丁目22番25号
破産者　有限会社フロンティア・スピリット
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
川崎市幸区東古市場114番地
破産者　株式会社三照
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２７１号
名古屋市中村区名駅南１丁目16番28号
破産者　株式会社ヒルズ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２６号
愛知県瀬戸市坂上町469番地１
破産者　有限会社エフエフアイジェイ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１８８号
大阪市中央区瓦町１丁目７番１号
破産者　エコテック株式会社
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５４２号
大阪市中央区南船場１丁目10―８―1301
破産者　株式会社アール・アンド・デー・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部